○いわき市本社機能移転等事業者支援条例

平成29年３月30日いわき市条例第７号

改正

平成30年10月１日いわき市条例第59号

いわき市本社機能移転等事業者支援条例

（目的）

第１条　この条例は、市の地方活力向上地域において本社機能の移転等事業を実施した者に対し奨励金を交付することにより、その者の事業を支援し、もって市のまち・ひと・しごとの創生に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　地方活力向上地域　地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第５条第15項（法第７条第２項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた福島県の地域再生計画（法第５条第１項の地域再生計画をいう。）に記載されている同条第４項第５号イに規定する地方活力向上地域をいう。

(２)　認定事業者　法第17条の２第１項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、それについて同条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により福島県知事の認定を受けた事業者（市長が規則で定める者を除く。）をいう。

(３)　認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画　法第17条の２第３項の規定による認定を受けた同条第１項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。

(４)　本社機能の移転等事業　認定事業者が認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う法第17条の２第１項各号に掲げる事業をいう。

（奨励金）

第３条　市長は、市の地方活力向上地域において本社機能の移転等事業を実施した認定事業者（以下「事業者」という。）に対し、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める奨励金を交付することができる。

(１)　事業者の地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第36条第１項の規定による実施状況の報告（本社機能の移転等事業を完了して行うものに限る。）が福島県知事に受理された日の翌日（以下「基準日」という。）から始まる１年の期間　第１期本社機能移転等事業者奨励金

(２)　基準日から起算して１年を経過する日から始まる１年の期間　第２期本社機能移転等事業者奨励金

(３)　基準日から起算して２年を経過する日から始まる１年の期間　第３期本社機能移転等事業者奨励金

２　前項各号に定める奨励金（以下単に「奨励金」という。）の額は、それぞれ、同項各号に掲げる期間にわたり当該事業者が認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備した法第５条第４項第５号の特定業務施設において常時雇用する従業員１人につき200万円を乗じて得た額とする。この場合において、当該従業員の数は、当該事業者の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に定める常時雇用する従業員の数を上限とする。

３　奨励金は、その交付に係る事業者の事業について、他の条例、規則その他の規程による市の補助金等が交付される場合においては、これを交付しないものとする。

（奨励金の交付申請等）

第４条　奨励金の交付を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める期間に申請しなければならない。

(１)　第１期本社機能移転等事業者奨励金　基準日から起算して90日以内

(２)　第２期本社機能移転等事業者奨励金　基準日から起算して１年を経過する日以後90日以内

(３)　第３期本社機能移転等事業者奨励金　基準日から起算して２年を経過する日以後90日以内

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る奨励金の前条第１項各号に掲げる期間が経過した後に、当該奨励金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請をした事業者に通知するものとする。

（奨励金の交付決定の取消し）

第５条　市長は、奨励金の交付の決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(１)　法第17条の２第６項の規定により当該事業者の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定が取り消されたとき。

(２)　偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(３)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（譲渡又は担保の禁止）

第６条　この条例の規定に基づく事業者の権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（権利義務の承継）

第７条　奨励金の交付の決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、それぞれ当該各号に定める者がこの条例の規定に基づく当該事業者の権利及び義務の承継をしようとするときは、当該者は、あらかじめ市長に申請してその承認を受けなければならない。

(１)　法人が合併により消滅した場合　合併後存続する法人又は合併により設立された法人

(２)　法人が分割した場合　分割により事業を承継した法人

(３)　事業を譲渡した場合　その譲受人

(４)　死亡した場合　その相続人

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、同項の承認の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（立入調査等）

第８条　市長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付を申請し、又は決定を受けた事業者に対し、立地、操業、雇用状況等に関する事項を報告させ、又は当該職員に、当該事業者の事業所に立ち入って、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年10月１日いわき市条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。